

法務委員會議録 第一号

昭和二十九年十二月十六日(大曜日)

午後二時十四分開議

出席委員

委員長 馬場 元治君

理事佐瀬 昌三君 理事中村 梅吉君

理事山本 正一君

押谷 富三君 小林 鏡君

本多 市郎君 福田 越夫君

神近 市子君 木原津與志君

木下 郁君 岡田 春夫君

出席國務大臣 花村 四郎君

委員外の出席者

法務政務次官 櫻内 義雄君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

十二月六日

委員木下郁君辞任につき、その補欠として三輪壽壯君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員三輪壽壯君辞任につき、その補欠として木下郁君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員増田甲子七君辞任につき、その補欠として馬場元治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員猪俣浩三君辞任につき、その補欠として飛鳥田一雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員長小林鏡君が委員長を辞任した。

同月十三日

馬場元治君が議長の指名で委員長に選任された。

同月十六日

理事高橋順一君及び花村四郎君理事辞任につき、その補欠として山本正一君及び中村梅吉君が理事に当選した。

十二月十三日

宍春等処罰法案(堤ツルヨ君外十一名提出、衆法第一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

国政調査承認要求に関する件

小委員及び小委員長選任

○馬場委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。このたびは不肖私が法務委員会の委員長の重責を汚すことに相なりましたので、この際皆様一言ごあいさつをいたしたいのであります。元来浅学非才に謙事その他についてもふなれな点が多いことと存じますので、練達堪能なる委員各位の御協力によりまして、大過なくこの重責を全うすることができれば幸いと存じます。どうかこの上とも御支援御協力を賜わらんことをお願いいたします次第であります。

理事花村四郎君及び高橋順一君より理事辞任の申出があります。これを許すに御異議ありませんか。これを許すに御異議ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければ両君の理事辞任を許します。

なおいま辞任いたしました両君の補欠選任を行わなければなりません。理事の補欠選任は、先例によりまして委員長において指名するに御異議はありませんか。

○馬場委員長 御異議なければ中村梅吉君、山本正一君を理事に御指名いたします。

○馬場委員長 次に国政調査承認要求についてお諮りいたします。

一、裁判所の司法行政に関する事項、二、法務及び檢察行政に関する事項、三、国内治安及び人権擁護に関する事項、四、上訴制度及び違憲訴訟手続に関する事項、五、外国人の出入国に関する事項、六、交通輸送犯罪に関する事項、七、弁護士法及び執行費用に関する事項、八、戦犯服役者に関する事項について調査いたしたい旨、衆議院規則第九十四条により、議長に對し国政調査承認要求書を提出いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければそのようにいたします。

○馬場委員長 次に小委員会設置に関するお諮りいたします。本国会も前国会と同様、上訴制度、違憲訴訟並びに外国人の出入国に関する調査小委員会、違憲訴訟に関する調査小委員会及び外国人の出入国に関する小委員会をそれぞれ設置いたしたいと存じますが御異議は

ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければそのように決定いたします。

それではただいまより各小委員会の小委員及び小委員長の選任を行いたいと存じますが、これまた先例によりまして委員長より御指名いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければ委員長より御指名いたします。

上訴制度に関する調査小委員会の小委員には

鍛冶 良作君 小林 鏡君

林 信雄君 高橋 順一君

山本 正一君 古屋 貞雄君

飛鳥田一雄君 井伊 誠一君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には小林鏡君を指名いたします。

違憲訴訟に関する小委員会の小委員には

佐瀬 昌三君 押谷 富三君

小林 鏡君 中村三之丞君

中村 梅吉君 木原津與志君

神近 市子君 佐竹 晴記君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

設置いたしたいと存じますが御異議は

ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければそのように決定いたします。

それではただいまより各小委員会の小委員及び小委員長の選任を行いたいと存じますが、これまた先例によりまして委員長より御指名いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければ委員長より御指名いたします。

上訴制度に関する調査小委員会の小委員には

鍛冶 良作君 小林 鏡君

林 信雄君 高橋 順一君

山本 正一君 古屋 貞雄君

飛鳥田一雄君 井伊 誠一君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には小林鏡君を指名いたします。

違憲訴訟に関する小委員会の小委員には

佐瀬 昌三君 押谷 富三君

小林 鏡君 中村三之丞君

中村 梅吉君 木原津與志君

神近 市子君 佐竹 晴記君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

設置いたしたいと存じますが御異議は

ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければそのように決定いたします。

それではただいまより各小委員会の小委員及び小委員長の選任を行いたいと存じますが、これまた先例によりまして委員長より御指名いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

○馬場委員長 御異議なければ委員長より御指名いたします。

上訴制度に関する調査小委員会の小委員には

鍛冶 良作君 小林 鏡君

林 信雄君 高橋 順一君

山本 正一君 古屋 貞雄君

飛鳥田一雄君 井伊 誠一君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には小林鏡君を指名いたします。

違憲訴訟に関する小委員会の小委員には

佐瀬 昌三君 押谷 富三君

小林 鏡君 中村三之丞君

中村 梅吉君 木原津與志君

神近 市子君 佐竹 晴記君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には佐瀬昌三君を指名いたします。

外国人の出入国に関する小委員会の小委員には

林 信雄君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 中村三之丞君

神近 市子君 古屋 貞雄君

木下 郁君 岡田 春夫君

それに私を加えまして、以上九名を、小委員長には林信雄君を指名いたします。

この際新法務政務次官櫻内義雄君より発言の申出がありますので、これを許します。櫻内政務次官。

○櫻内説明員 一昨日、まことにその言葉通りはからずも法務政務次官の命を受けたのでございます。多分皆様方御承知であられると思いますが、私はほんとうの門外漢でありまして、皆様方の御指導よろしきを得ましてその職責を果したいと存ずるものでございませ。何とぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○木下委員 櫻内政務次官に御調査願いたいことがあります。これは櫻内次官御承知のないことと思いますが、水産大学の外房州の実験所で今年の夏だつたと思いますが、伊藤園彦、旭莞爾という二人の学生が実習するために、いつか出ておる。ところがもぐるときは潜水服を着るのですが、それに対しては万一の場合の装置を必ずしなければならぬのにそれをしなかつたのみならず、また万一の場合には救い上げる舟がいなければならぬ、それが遊び半分で、いかげんにしておつたために、実習しておる学生が二人ながら死んでしまつた。担当の一番責任のある教官は、それをそつた大した過失がないといふことでやつておつたのです。一人はやめてアメリカに行つてしまつた。考え方によるとやはりさ

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

第一類第四号 法務委員會議録第一号 昭和二十九年十二月十六日

い問題を逃げた師が多分にある。これは浅いところでもぐつておつたのです。が、どう考えても学生を実習のためにもぐらせるというような場合には、万全の措置を講じてやらなければならぬ、そういう点について今の網紀がゆるんでおるために、こういう不祥な事件が起つた、この点についてはその後大きなあの洞爺丸の事件とか何かが起つて来たからあまり世間で問題にしていないらしいのです。またあまり世間で問題にならないように、とにかく潜水服を着てもぐることで、多少専門的な領域があるのです、そこに隠れていかげんにされておるといふ事実があるように聞いております。そういう点がありますので、人権擁護の立場からも、また人命尊重というよりな意味からも、この点私他日詳しくお聞きしたいと思つておりますから、どうかひとつよろしく御調査をしていただきたいと思います。ということ、本日この機会にお願いしておく次第であります。

○岡田(巻)委員 同じく人権に関連して簡単に調査を願いたいことがあります。北海道に深川という町があります。この町の警察署が町の高等学校の学生に対して、学生運動に関して極端な干渉をやつて、そのために学生が三名相次いで自殺しました。うち二人は命をとりとめたのですが、一名だけは遂に死んだ事実があるのです。この件についてはあとで詳細な資料を法務省の方へ差上げますから、ひとつ人権擁護の建前から擁護局において早急にお調べを願いたい、こういう点を望みおたしておきます。

○櫻内説明員 ただいま調査御要求の事件につきましてはさつそく調査いた

しまして、後日御報告を申し上げます。と思ひます。

○馬場委員長 この際花村新法務大臣より一言ごあいさつをいたしたい旨の申出がありますのでこれを許します。法務大臣花村四郎君。

○花村国務大臣 この機会に一言ごあいさつを申し上げます。

不肖今回はからず法務大臣に任命せられたのでございますが、法務行政のすこぶる重要であります。この重要なる法務行政を遺憾なくなし遂げ得るかどうか、まことに私としては不安なきを得ないのでございませう。しかしここに有力なる法務委員の諸君が御支援を賜ふことを考えます。ということ、これは不安どころかむしろ大いに樂觀的気分を強めざるを得ないのでございます。私はいわば法務委員会から法務省へ養子に行つたやうなものであります。昔から本家と養家の関係は一身同体的な立場であります。そのことは多く申し上げるまでもないのであります。さういふ意味において、養子に参りましても私の気持は一向かわらないと同時に、諸君のお気持も一向かわるやうなことはないのじやないかと、私は深く信じて疑わざるものであります。私の養子に行つた先でうまく行くか行かぬかということ、これはわが国伝来の、婿養子のこと一切その実家において責任を負うといううろわしい慣行が行われて参つておりますので、この慣行をどこまでも尊重するといふ気持には少しもかわりはありません。従いまして、皆様方に責任をあえて塗りつけるというのじやありませんが、この慣行を尊重する意

味において、あるいは御迷惑がかかるやうな場合もあるかもしれませうが、しかしこれは私の責任にあらずして、日本の慣行がそうさせるのであるといふ意味に御解釈を願ひまして、今後ともさういふ意味で——もちろん養子に参りました私も責任は重大であるが、本家の皆様方もやはり責任重大であることをお考えおき願ひたいという。ことをこの機会にお願いをいたしておくと、さういふお引きまわしを願ひ、さうしてたまにはやはりむちうつて大いに飛ばすことに専念していただくことをこの機会にお願い申し上げます。私の新任のあいさつにかえる次第であります。(拍手)

○馬場委員長 本日はこの程度にいたしまして、次会は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。午後二時三十一分散会